

珠洲市における災害ケースマネジメントの実践について

生活、住まい、
その人らしい
「再建」を。



2024年12月9日（月）
@災害ケースマネジメントを伊勢市で
社会実装するための検討会
特定非営利活動法人 YNF
江崎 太郎

災害ケースマネジメントとは



【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

【課題】

- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**



① アプローチ段階

- ・信頼関係を築く
(複数回の訪問)
- ・事実確認
- ・資力の確認
- ・被災世帯の自立の度合をはかる

② 提案段階

- ・再建の選択肢を提示
- ・再建のスケジュールの提示
- ・利用する支援制度について説明
- ・自治体へ制度の運用レベルでの確認（必要に応じて）
- ・専門家からのアドバイス（必要に応じて）

③ 支援実行

- ・応急修理制度の申請サポート
- ・り災認定の再調査立会い
- ・修理業者の見積もり立会い
- ・転居支援
- ・平時の福祉への連携

支援実績



士業みつばち隊
被災世帯に弁護士と建築士をペアで派遣し、住宅が修理可能かなど再建方法の相談に応じる活動を実施しました。(石川県珠洲市にて)メディア等で報じられ、大きな反響を呼んでいます。

支援実績

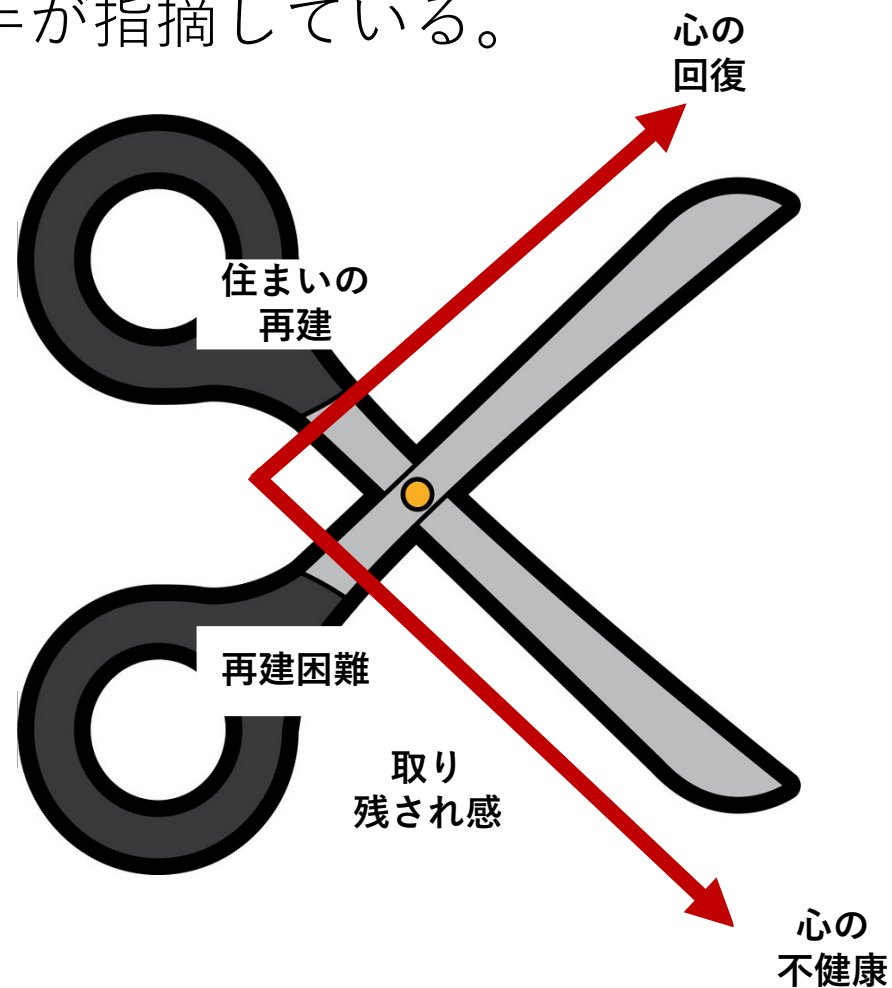


申請サポート
生活再建支援金の申請期間の個別の延長や、公営住宅の特例入居期間延長など、被災世帯の課題を把握し、行政各所に働きかけることで、再建への猶予期間を作り出すことができました。
(久留米市 令和5年7月豪雨)

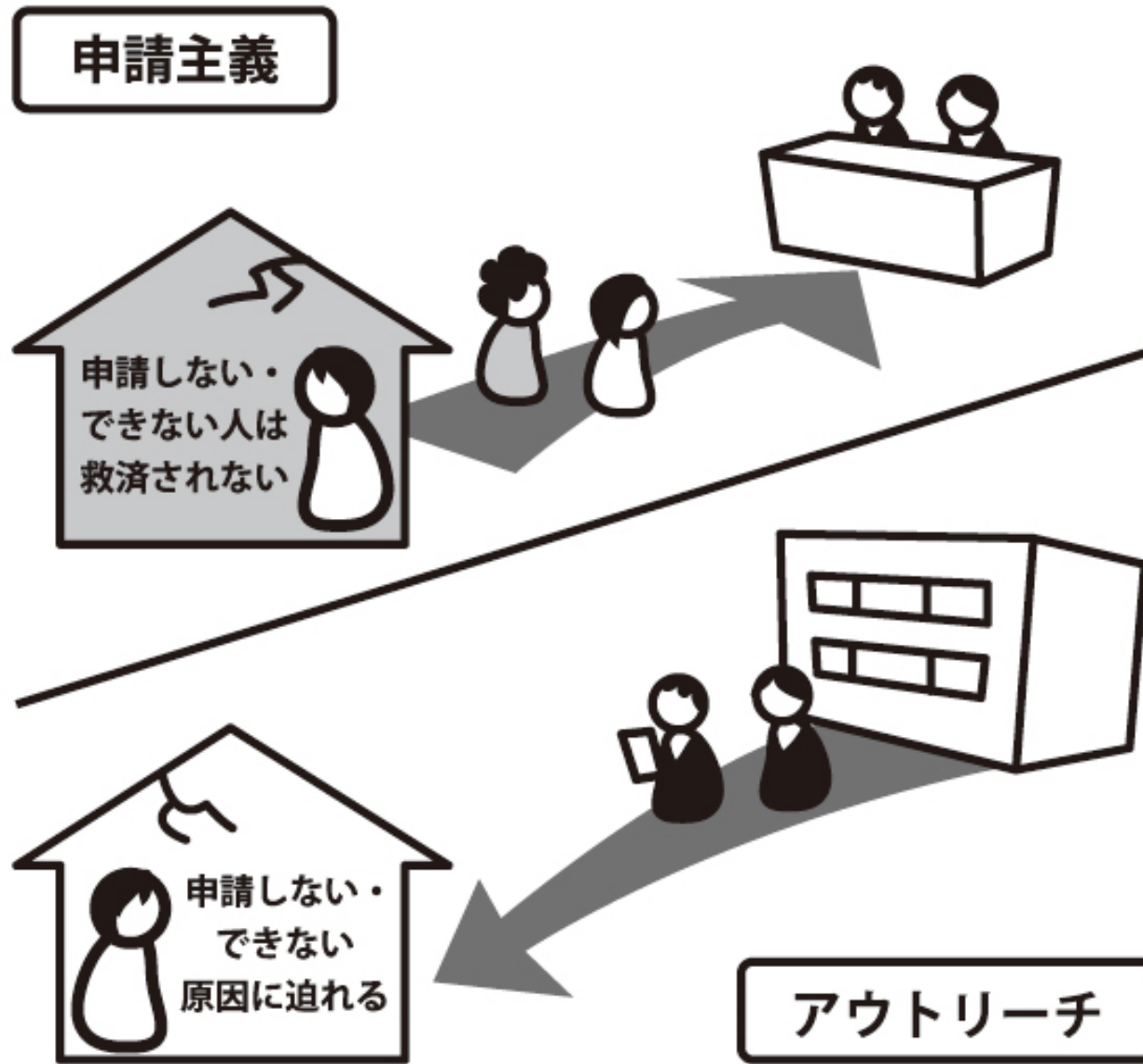


住まいの再建の重要性

住まいの再建は、被災者の心のケアという視点からも重要な問題と言える。発災から時間が経つにつれ、再建が進む人、進まない人が分かれてくることで、被災者の心の回復において、「はさみ状格差」という格差が生じることは多くの災害時の心のケアの担い手が指摘している。



なぜ個別訪問が必要なのか？



津久井進著
『災害ケースマネジメント◎ガイド
ブック』（合同出版）より

被災高齢者等把握事業

事業内容

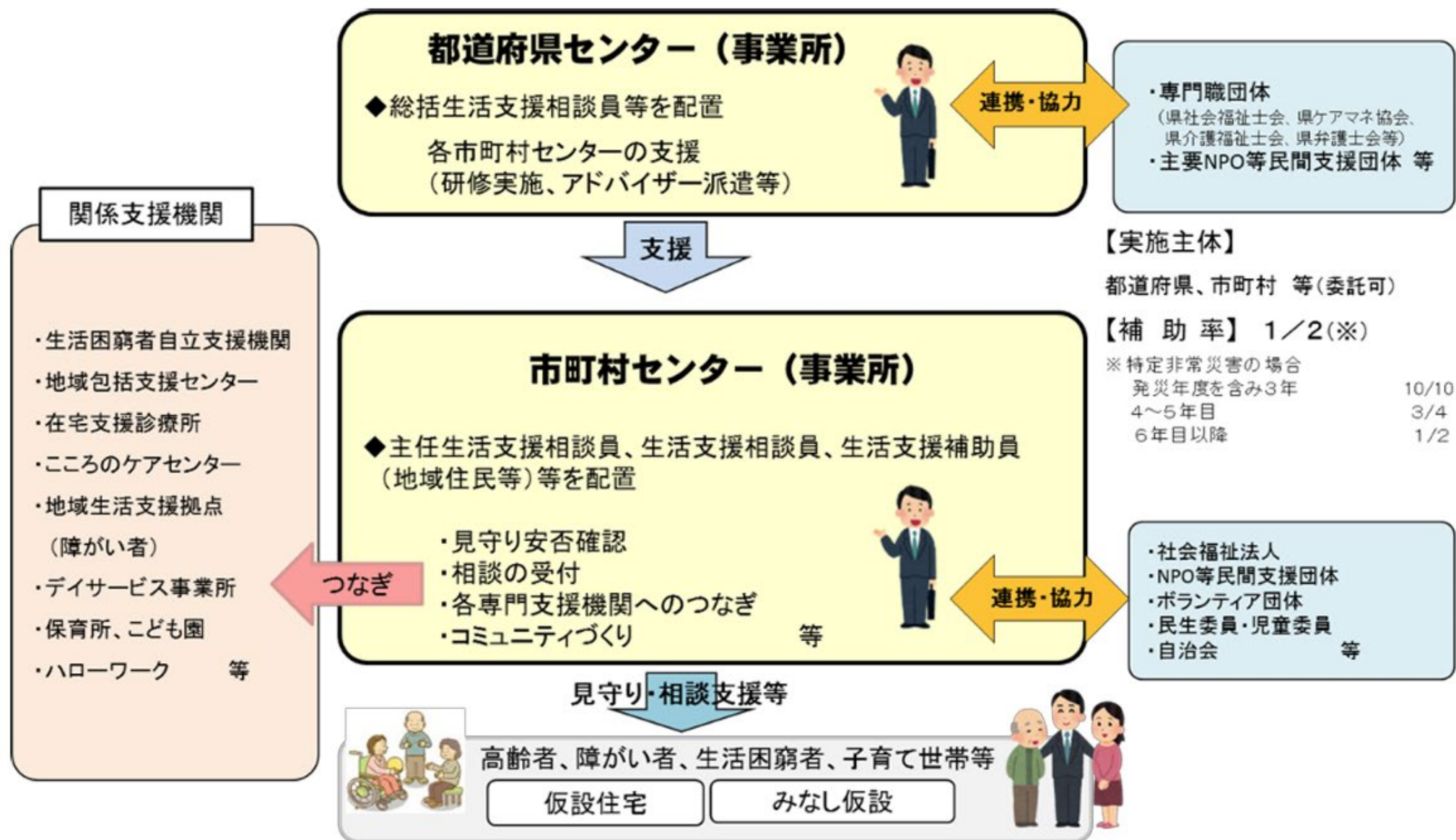
地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策を活用することを想定。）

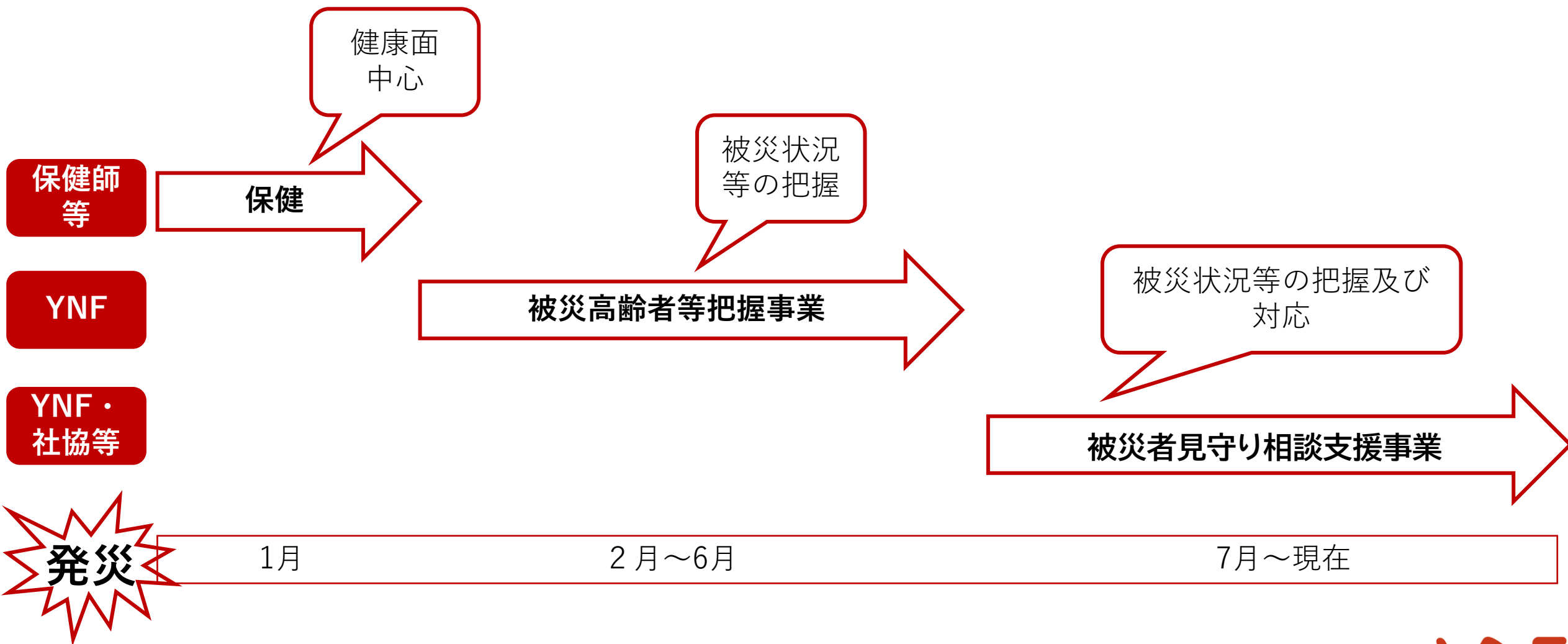
○実施主体： 災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率： ①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

被災者見守り相談支援事業



珠洲市における在宅被災者への個別訪問



1. 保健師による訪問(1月)→健康面が中心

2. 被災高齢者等把握事業(1巡目)
(2月中旬～3月上旬)
→保健師訪問で会えなかったところ

3. 被災高齢者等把握事業(2巡目)
→1巡目で会えなかったところ
(保健師面談世帯含む)

4. 被災高齢者等把握事業(3巡目)
→珠洲市が所在を把握していない者
(全世帯ー避難所避難者ー2次避難所避難者ー仮設入居者ーみなし仮設入居者)

5. 被災高齢者等把握事業(4巡目)
→水道の開栓手続きを行った世帯で義援金を申請していないところ

6. 被災者見守り相談支援事業①
→4・5における要フォロー者のうち未フォロー者

7. 被災者見守り相談支援事業②
→在宅被災者全戸訪問

8. 被災者見守り相談支援事業③
→水害被災者、断水エリア在宅住民

9. 被災者見守り相談支援事業④
→水害被災者
(り災証明の申請、居住環境の確認)

10. 被災者見守り相談支援事業④
→7の訪問のうち不在者で電力使用の形跡がある者

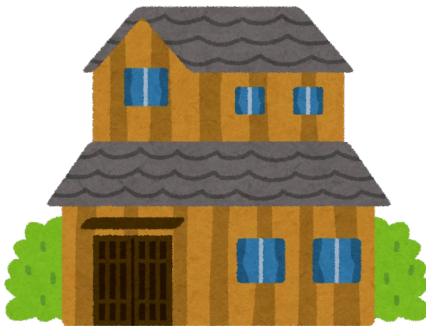
- 訪問数が重視され、面談数が重視されない
⇒個別訪問の目的化
- 個別訪問で課題に気づけない
⇒災害特有の視点の必要性
- 複合的な課題に対応できない
⇒横の連携が取れない(地元支援者と外部支援者)
- 現行の支援制度の限界
⇒つなぎ先すらない、深刻な課題が発生する

住まいの再建の選択肢

珠洲市をはじめとした被災地の住まいの再建は非常に困難である。



新築(建設)
建設費用の高騰。



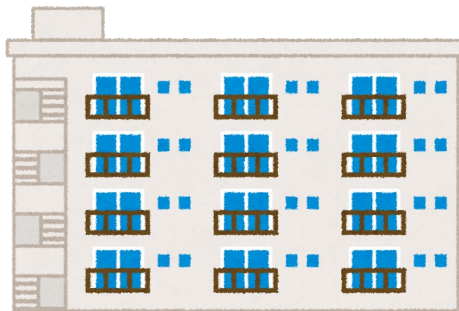
中古住宅(購入)
物件はあるか？修理も必要。
不動産屋が少ない。



修理
業者が不足。構造にダメージがある場合、修理費は高くなる。



民間賃貸住宅
従前から少ない。住まいの
セーフティネットの脆弱性
も。



災害公営住宅
長期間の維持管理義務に自
治体の財政が耐えられる
か？



施設など
震災のダメージで受入可能
人数が減少。

●安易な復興住宅への誘導は将来的な基礎自治体の
大きな負担になりかねない

●地域福祉推進支援臨時特例給付金等各種支援制度を活用し、**自力再建**世帯数を増やす

発災

被災高齢者等把握事業

- ・被災者の状況把握
- ・緊急性が高い方を中心とした二次対応など

仮設退居

被災者見守り相談支援事業

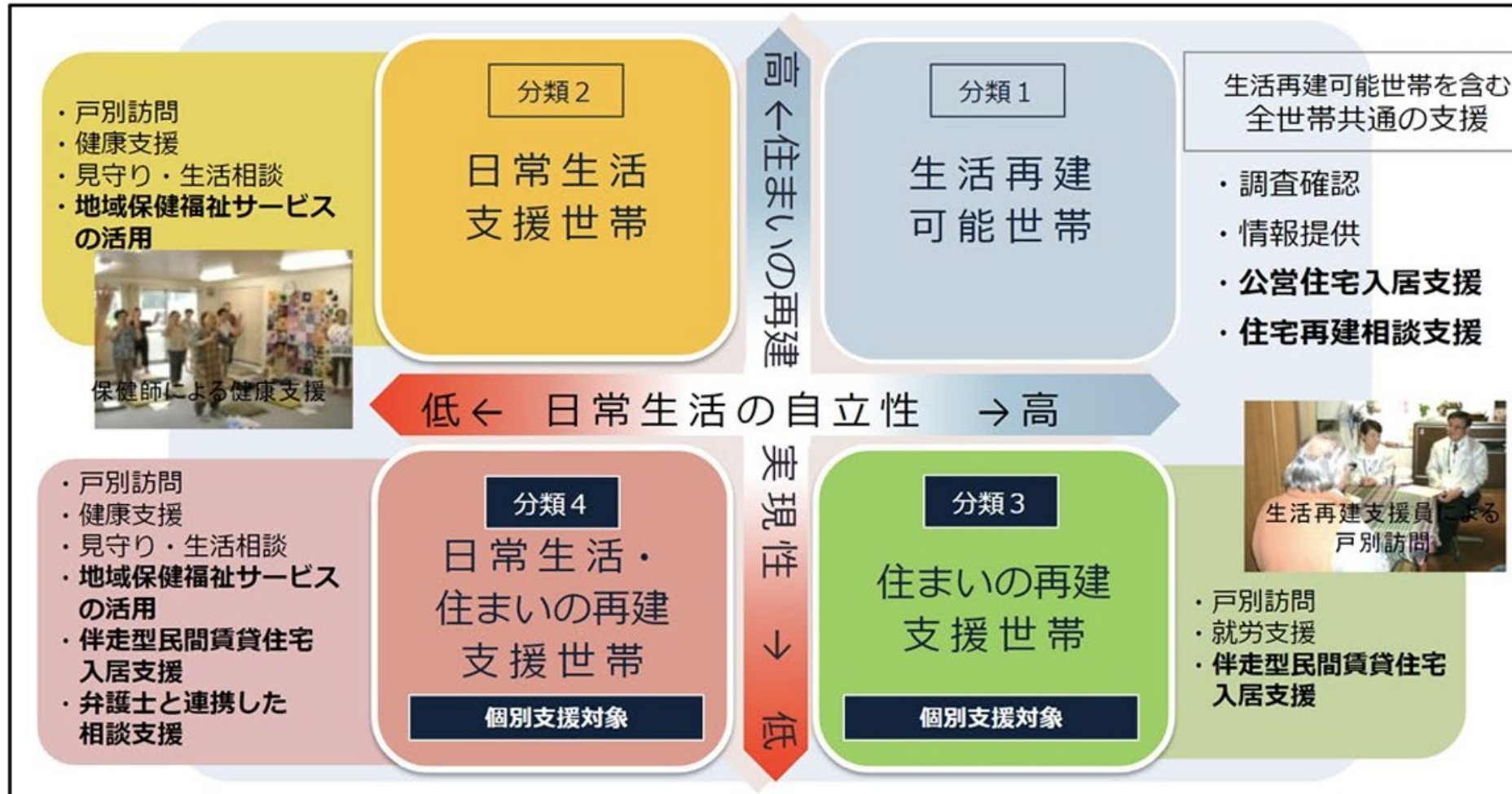
- ・被災者の状況把握
- ・伴走型支援
- ・孤立、孤独の防止
- ・住まいの再建をはじめとした生活再建(仮設住宅からの退居)

被災者の住まいの再建ノウハウを持った
機関がなく、つなぎ先がない…

→ 支援体制の整備が必要

4 分類について

<被災世帯の分類>



仙台市提供資料

4 分類について

住まいの再建実現性

災害時特有の課題。特に修理や住宅の新築、中古住宅の購入などの再建方法が採られる場合は、**平時の福祉との共通するノウハウ**は少ない。

一方で、公営住宅や賃貸物件を再建方法とする場合は、居住支援と共通するノウハウも多いのではないか。

日常生活の自立性

災害時特有の課題は少なく、介護や障がい者支援、生活困窮者支援など平時の福祉で対応できる課題が多い。被災により、地域資源がダメージを受けている場合は、災害時の特別な対応が必要だが、地域資源が問題なく利用できる場合は、被災者支援の文脈よりも**平時の福祉で対応した方が継続性も含めて期待できる**。

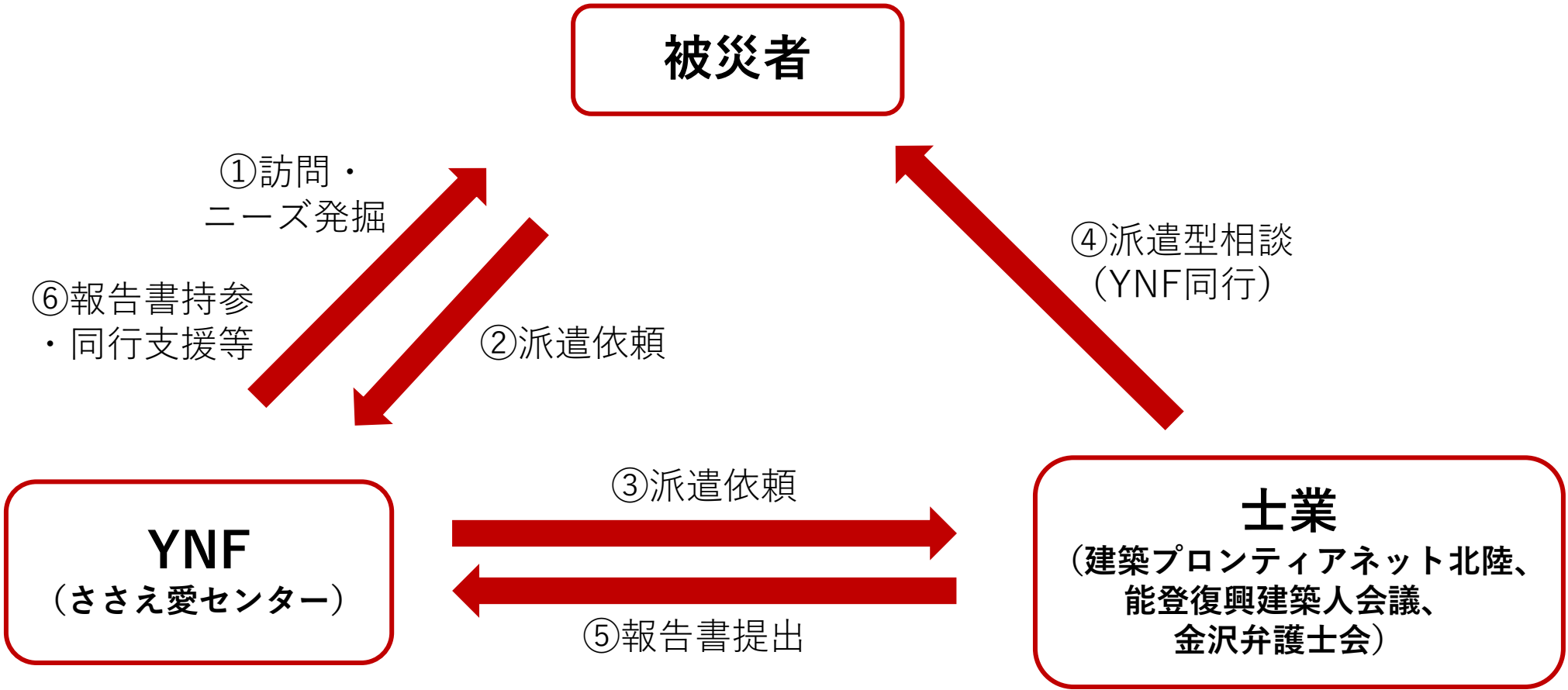
士業みつばち隊の活動

全国から弁護士や建築士を募り、住まいの再建に悩む方々の家に派遣。
実際の被災家屋を見ながら、建物に関することや制度やお金に関することなどについて相談支援を行った。

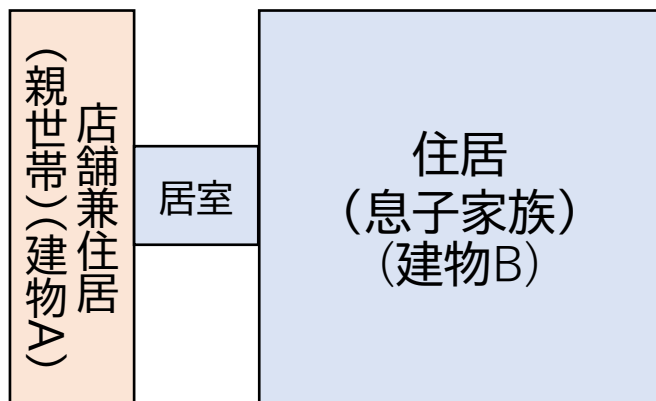


珠洲市では
行政事業化





相談支援のみで解決する方は支援のニーズは低め。
同行支援など伴走型支援が必要な方こそサポートが必要。



【相談概要】

親子で飲食店を営む世帯からの相談。
店舗兼住居の2階には親夫婦が居住し、隣に息子家族が居住している。店舗兼住居(以下、建物A)は築40年ほどで、息子家族が居住する住居(以下、建物B)は築10年程度。2つの建物は渡り廊下の様な居室でつながっている。
店舗兼住居の損傷は激しいが、息子世帯が住む住居は比較的軽微な被害。2次調査まで行ったがり災証明は準半壊。
住民票は親夫婦・息子家族で一つ。
り災認定が軽いため、資金面の問題から修理の計画に支障をきたしている。

訪問時のり災証明は建物Aと建物Bを同一の建物と見做して、り災認定を行っていた。被害が軽微な建物Bの方が面積割合が高く、準半壊と認定されていると推測した。
登記簿謄本や固定資産台帳を確認したところ明確に別建物と判断できたため(所有者も建物Aは父、建物Bは息子であった)、別建物としてり災認定のやり直しを求めることを提案。

役所に電話にて、事情を説明し、り災認定のやり直し、再調査を行った。その結果、建物Aは中規模半壊、建物Bは準半壊となり、親世帯は生活再建支援金、義援金、応急修理制度、特定給付金など合わせて**約500万円**の支援が受けられる見込みとなり、併せてなりわい補助金の計画づくりのイメージ(店舗部分と住居を分け、申請する旨)を伝えた。
また、り災認定のやり直しを求めた際には、親世帯と息子世帯が同じ住民票であったため、居住実態に合わせた形での申請受付を役所に求め、根拠書類として区長や民生委員の書類で良い旨を確認するなどした。

大規模災害の発生時には地域の社会資源もダメージを受ける。
このため、事前に想定していたつなぎ先が活用できなくなることも
ある。

能登半島地震における福祉避難所の問題

能登半島地震では2024年11月末現在で、約1,300人が福祉避難所に避難中である。
一方で、奥能登地方などの各被災地では、福祉施設の被災や職員の退職が深刻
な課題となっており、受け入れ可能人数が大幅に減っている。
このため、福祉避難所への避難者の帰還先がない、という課題が発生している。

●新たな困窮世帯の発生

⇒災害公営住宅等安価な家賃でも国民年金等で老後設計をしている方など所得の低い方には家賃が相対的に重い負担となる。こうした課題の発生にはタイムラグが生じる。

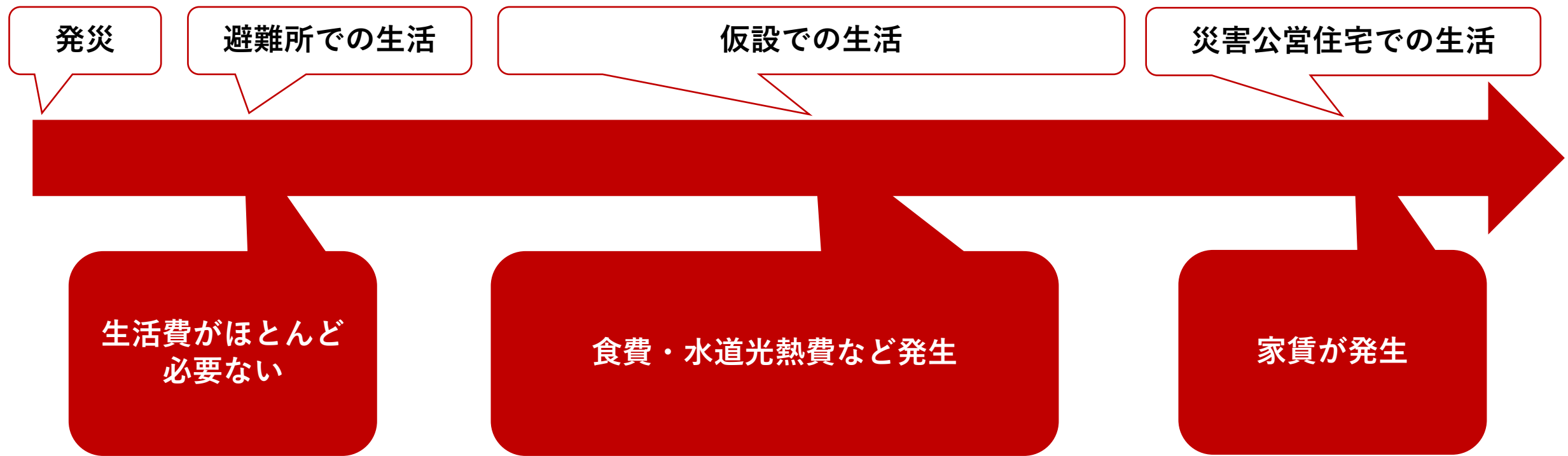
●コミュニティ形成の課題

⇒建設型仮設団地等では官民間わず、コミュニティ形成のための支援が行われるが、恒久的な住まいとなる災害公営住宅団地では実施されることは少ない。また、仮設住宅の入居者よりも災害公営住宅の入居者の平均年齢の方が高くなる傾向がある。

●変化する課題への対応

⇒リロケーションダメージをはじめとして環境の変化により、新たな課題が発生することは多い。仮設住宅から災害公営住宅への転居も環境の変化である。

生活困窮化のタイミング



支援の終結とは？

- 住宅の修理完了？
- 仮設住宅の解消？
- 支援制度の利用完了？
- 本人の拒絶？
- コミュニティへの帰属？

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

被災者支援とは、被災によりダメージを受けた人権回復のお手伝い。

ホームページ・Facebookで情報発信中！



ホームページ

生活、住まい、
その人らしい
「再建」を。



Facebook

